⑩地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの		
⑪バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備		
⑫森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（⑪及び一般廃棄物発電設備を除く。）		
⑬木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（⑪、⑫及び⑭並びに一般廃棄物発電設備を除く。）		
⑭建設資材廃棄物を電気に変換する設備（⑪及び一般廃棄物発電設備を除く。）		
⑮一般廃棄物発電設備又はバイオマスを電気に変換する設備であって⑪から⑭まで及び一般廃棄物発電設備以外のもの		
⑯特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が48円のもの		
⑰特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が42円のもの		
⑱特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が40円のもの		
⑲特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が39円のもの		
⑳特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が34円のもの		
㉑特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が32円のもの		
㉒特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が24円のもの		
㉓特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が20円のもの		
３．電気の使用者に供給した電気の量（kWh）(注３)		
４．電気の使用者に供給した一月ごとの電気の量（kWh）		
①前年度１月に供給した電気の量		
②前年度２月に供給した電気の量		
③前年度３月に供給した電気の量		
④当該年度４月に供給した電気の量		
⑤当該年度５月に供給した電気の量		
⑥当該年度６月に供給した電気の量		
⑦当該年度７月に供給した電気の量		
⑧当該年度８月に供給した電気の量		
⑨当該年度９月に供給した電気の量		
⑩当該年度10月に供給した電気の量		
⑪当該年度11月に供給した電気の量		
⑫当該年度12月に供給した電気の量		
５．１　変動範囲関連総可変費（円）(注４)		
５．２　送電・高圧配電非関連需要に係る発受電量（百万kWh）(注５)		
５．３　燃料費調整単価（送電端）(注６)		
５．４　特例太陽光発電設備に係る料金原価織込額(円)(注７)		
５．５　法の施行の日前に発電を開始した再生可能エネルギー発電設備に係る料金原価織込額（５．４を除く）(注８)		
６．１　前年度に費用負担調整機関から交付を受けた交付金の合計額（円）(注９)		
６．２　前年度に費用負担調整機関に納付した納付金の合計額（円）(注10)		

(注１)　前年度の１月から３月まで及び当該年度の４月から12月までにおける特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量とする。

(注２)　前年度の１月から３月まで及び当該年度の４月から12月までにおける特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーの区分（表①～㉓）ごとの再生可能エネルギー電気の量とする。なお、同じ再生可能エネルギーの区分であっても、導入年度により買取価格が分かれている場合、その買取価格毎に表を作成すること。

(注３)　前年度の１月から３月まで及び当該年度の４月から12月までにおける電気の使用者に供給した電気の総量とする。

(注４)　一般電気事業託送供給約款料金算定規則に規定する変動範囲関連総可変費とする（特定電気事業者及び特定規模電気事業者が届出者の場合は記載不要）。

(注５)　一般電気事業託送供給約款料金算定規則に規定する送電・高圧配電非関連需要に係る発受電量とする（特定電気事業者及び特定規模電気事業者が届出者の場合は記載不要）。

(注６)　託送供給約款に適用される届出月の直近の月の燃料費調整単価（税込み）とする。特定電気事業者及び特定規模電気事業者が届出者の場合は記載不要）。

(注７)　当該電気事業者の料金原価に含まれている特例太陽光発電設備により発電された電気の調達に要する費用に相当する額（電気価値除き・税抜き）とする。(特定電気事業者及び特定規模電気事業者が届出者の場合は記載不要)

(注８)　当該電気事業者の料金原価に含まれている再生可能エネルギー電気の調達に要する費用（法の施行の日前に再生可能エネルギー電気の発電を開始した再生可能エネルギー発電設備（法第６条第１項の認定を受けた設備に限る。）に相当する額（電気価値除き・税抜き））とする。(特定電気事業者及び特定規模電気事業者が届出者の場合は記載不要)

(注９)　前年度に当該電気事業者が費用負担調整機関から法８条に基づき交付を受けた交付金の合計額とする。

(注10)　前年度に当該電気事業者が費用負担調整機関に法第11条に基づき納付した納付金の合計額とする。

備考

・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。

・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。